

さとうきび価格・政策確立に関する要請決議

沖縄県では、島嶼県としての小規模・零細な生産基盤で、かつ台風・干ばつの常襲地帯という地理的特性のもと、永年、さとうきび生産と製糖業が営まれており、地域社会において極めて重要な役割と地位を占めている。

平成 19 年産から実施された新たなさとうきび経営安定対策は、担い手への生産集約を促進する一方、生産者側に交付金対象要件の具備と、これに伴う過度な実務負担を強いられており、生産現場において様々な課題が顕著化している。

よって当市議会は、国においての平成 21 年度のさとうきび価格・政策の確立については、生産者所得の確保と併せて、新制度に対する生産者の不安感を払拭し、安心して再生産に取り組めるよう所要の制度見直しを求め、本県におけるさとうきび生産と糖業の将来展望を確立するために、下記事項の実現について強く要請する。

記

1. WTO農業交渉・EPA交渉への対応と国内対策について

WTO農業交渉において、我が国提案の実現と「砂糖」の重要品目の位置づけを確保するとともに、関税引き下げによる影響を抑制するため、さとうきび・糖業への万全な国内対策を講ずること。また、EPA交渉においては、「砂糖」など重要品目を関税撤廃の対象外とするなど、国内農業への十分な配慮を講ずること。

2. さとうきび経営安定対策制度の緩和・見直しについて

(1) 交付金対象要件の緩和・見直しについて

本則要件への円滑な移行を図るため、経営規模要件や基幹作業の追加など生産実態に応じた対象要件の緩和・見直しを講ずること。

(2) 本則移行の条件整備に必要な期間の確保について

特例要件(A-5)に該当する小規模・高齢農家が全体の約 6 割を占める本県の実態を踏まえ、本則へ移行するための諸条件の整備に必要な期間を十分に確保することなど、本則適用の弾力的な運用を講ずること。

3. さとうきび経営安定対策における交付金水準について

生産資材価格の高騰等によるさとうきび生産コストの増嵩に対し、生産者の実質所得の確保と再生産を可能とする適切な交付金水準を設定するとともに、3 年固定の継続とコスト高騰時の補完対策によって、生産者所得の安定をはかること。

4. さとうきび生産振興対策について

- (1)「さとうきび増産プロジェクト基金」に代わる増産対策の創設について
「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づく増産対策を踏まえ、一層の生産性向上や収穫面積の確保を図るため、同プロジェクト基金に代わる新たな増産対策を創設すること。
- (2)さとうきび生産組織等の担い手育成支援対策について
収穫機械化が立ち遅れるなか、本則要件へ誘導するために農作業受託組織・共同利用組織等の育成に対する支援対策を早急に講ずること。
- (3)さとうきび生産振興対策の拡充・強化について
さとうきびの生産性・品質向上対策を図るため、農業用水源の確保や機械化体系の確立、優良種苗確保など生産振興対策と予算枠を確保すること、
- (4)さとうきび畑作物共済の充実・強化について
さとうきび生産者の経営安定と再生産を確保するため、畑作物共済の掛金負担軽減措置を講ずること。

5. 甘しや糖製造事業者の経営安定対策等について

さとうきび生産を支える甘しや糖製造事業者について、安定操業を行う上で不可欠な「沖縄糖業振興対策費」を拡充するとともに、含みつ糖地域については、分みつ糖地域と同等の支援策を講ずること。

6. 制度見直しにかかるシステム経費の取扱いについて

さとうきび経営安定対策制度の見直しに伴い、電算システム変更等付随的に生じる経費については、全額を国が負担すること。

以上、決議する。

平成21年6月19日

石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、農林水産大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、地元選出国會議員